

改 正 案

現 行

第十一条（略）

第十一条（略）

2 通信長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶及び政令で定める基準は、第五条に規定する乗組み基準のうち通信長に係るもの（国土交通省令で定める部分に限る。）とする。

2 通信長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶及び政令で定める基準は、第二条に規定する乗組み基準のうち通信長に係るもの（国土交通省令で定める部分に限る。）とする。

別表第一（第五条関係）

別表第一（第五条関係）

一 甲板部

一 甲板部

船	船	船舶職員	資格	平水区域を航行区域とする船舶	(略)	(略)	(略)	(略)
				沿海区域を航行区域とする船舶及び丙区域内において従業する漁船	(略)	(略)	(略)	(略)
	総トン数五百トン以上五千トン未満のもの	船長	四級海技士（航海）	一等航海士（航海）				

船	船	船舶職員	資格	平水区域を航行区域とする船舶	(略)	(略)	(略)	(略)
				沿海区域を航行区域とする船舶及び丙区域内において従業する漁船	(略)	(略)	(略)	(略)
	総トン数五百トン以上千六百トン未満のもの	船長	四級海技士（航海）	一等航海士（航海）				

				近海区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定める区域のみを航行するもの			
総トン数五千ト		総トン数五百ト ン以上五千ト ン未満のもの		総トン数二百ト ン以上五百ト ン未満のもの		総トン数二百ト ン未満のもの	総トン数五千ト ン以上のもの
船長	二等航海士	一等航海士	船長	一等航海士	船長	船長	船長
三級海技士	五級海技士 (航海)	五級海技士 (航海)	四級海技士 (航海)	五級海技士 (航海)	四級海技士 (航海)	五級海技士 (航海)	三級海技士 (航海)

						総トン数千六百 ト ン以上のもの
						船長
					一等航海士 四級海技士 (航海)	三級海技士 (航海)

域とする船舶及び
丙区域内において
従業する漁船

近海区域を航行区 域とする船舶であ つて国土交通省令 で定める区域のみ を航行するもの	出力七百五十キ ロワット以上千 五百キロワット 未満の推進機関 を有するもの	機 関 長	四級海技士 (機関)
	出力七百五十キ ロワット未満の 推進機関を有す るもの	機 関 長	五級海技士 (機関)
出力六千キロワ ット以上の推進 機関を有するも の	機 関 長	三級海技士 (機関)	
	機 関 長	四級海技士 (機関)	
出力千五百キロ ワット以上六千 キロワット未満 の推進機関を有 するもの	機 関 長	四級海技士 (機関)	
	機 関 長	五級海技士 (機関)	

域とする船舶及び
丙区域内において
従業する漁船

出力千五百キロ ワット以上三千 キロワット未満 の推進機関を有 するもの	機 関 長	四級海技士 (機関)
	機 関 長	五級海技士 (機関)
出力三千キロワ ット以上の推進 機関を有するも の	機 関 長	三級海技士 (機関)
	機 関 長	四級海技士 (機関)

従業する漁船

従業する漁船